

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

支援費支給決定について

標記については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであるので、留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

支援費支給決定の基本的取扱い

支援費制度においては、障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を受けようとする障害者は、居宅支援（身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援又は児童居宅支援をいう。以下同じ。）又は施設支援（身体障害者施設支援又は知的障害者施設支援をいう。以下同じ。）の種類ごとに市町村に対して支給申請を行う。この申請が行われたとき、市町村は、申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況その他の厚生労働省令で定める事項（以下「勘案事項」という。）を勘案し、申請されたサービスの目的・機能と照らして支援費の支給の要否を決定し、居宅生活支援費であれば支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば障害程度区分と支給期間を定めることとなる（身体障害者福祉法第17条の5及び第17条の11、知的障害者福祉法第15条の6及び第15条の12、児童福祉法第21条の11）。

従来の措置制度は、障害者に対する福祉サービスの提供を、行政が特定の事業者・施設に個別に委託する仕組みであった。これに対し、支援費制度における支給決定（居宅支給決定又は施設支給決定をいう。以下同じ。）は、障害者から申請された種類の居宅支援又は施設支援について公費で助成することの要否を判断するものであり、特定の事業者・施設から支援を受けるべき旨を決定するものではない。

勘案事項の趣旨

勘案事項の趣旨は次のとおりである。

1 居宅生活支援費

(1) 障害の種類及び程度その他の心身の状況

当該障害者（児）の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、居宅支援で対処することが適当でない場合等を想定している。

(2) 介護を行う者の状況（障害児の保護者の状況）

介護を行う者（保護者）の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、居宅生活支援費の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者（保護者）の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となっているところである。

また、児童居宅介護においては、従来より、日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

短期入所等の支援費の支給を決定する際には、介護を行う者（保護者）の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。

なお、当該事項は、介護を行う者（保護者）がいる場合に居宅介護等の居宅生活支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

(3) 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の受給の状況並びに居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、居宅支給決定により当該障害者（児）が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、居宅支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、デイサービスや短期入所に係る受給の状況等を勘案し、支給量の調整等を図ることが考えられる。

なお、介護保険制度との適用関係については、身体障害者福祉法第17条の9及び知的障害者福祉法第15条の10に規定しているところであるが、この取扱いは別に通知するところによる。

(4) 居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者（障害児の保護者）が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、居宅支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

(5) 置かれている環境

当該障害者(児)が居住する住宅構造(例えば、障害に対応した住宅改修の状況)や生活環境(例えば、医療機関までの距離)等を勘案することを想定している。

(6) 当該申請に係る居宅支援の提供体制の整備の状況

居宅支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者(障害児の保護者)が当該居宅支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害者(障害児の保護者)からの利用予定事業者の聴き取りのほか、障害者(障害児または保護者)からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うことなどにより判断することとなる。

また、障害者等が、それぞれその障害の種類及び程度等に応じてサービスを利用できるように調整するために、本事項を勘案することが必要となる場合も想定される。

なお、支援費制度導入の趣旨にかんがみれば、サービスの基盤整備は重要な課題である。支給申請の審査のプロセスは、地域におけるサービス基盤整備の必要な内容の明確化に資するものであり、都道府県及び市町村は、地域のニーズを踏まえ、計画的な基盤整備により一層取り組む必要がある。

2 施設訓練等支援費

(1) 障害の種類及び程度その他の心身の状況

当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場合等を想定している。

(2) 介護を行う者の状況

当該障害者の介護を行う者の有無、年齢及び心身の状況等を勘案し、入所の施設支援が適当か、通所の施設支援が適当か等を判断する。

(3) 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の受給の状況並びに居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

例えば、授産施設支援に係る支給申請の場合、他の種別の施設訓練等支援費を受給していないか等を勘案して、施設支給決定を行うことが考えられる。

(4) 施設支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者が受けようとするサービスの内容及び利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定する。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

(5) 置かれている環境

施設への通所が可能かどうかをみるために当該障害者が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

(6) 当該申請に係る施設支援の提供体制の整備の状況

施設支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者が当該施設支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害者から利用予定施設を聴き取るほか、障害者(障害児または保護者)からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなるが、施設訓練等支援費の場合、当該障害者が入所を希望する施設に空き定員があることが、利用の見込みがあるかどうかの判断材料の一つとなる。(サービス利用の見込みが当面ない場合にあっては、すぐに不支給の決定をするのではなく、申請を受理したまま、入所調整を継続することが望まれる。)

なお、支援費制度導入の趣旨にかんがみれば、サービスの基盤整備は重要な課題である。支給申請の審査のプロセスは、地域におけるサービス基盤整備の必要な内容の明確化に資するものであり、都道府県及び市町村は、地域のニーズを踏まえ、計画的な基盤整備により一層取り組む必要がある。

3 複数種類のサービスに関する支援費の併給について

複数種類のサービスについて、支援費を併給することができる(複数種類のサービスについて同時に支給決定を受けている状態となりうる)ものの取扱いは、次のとおりであるため、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の受給の状況を勘案し、適切な支給決定が行われる必要がある。

在宅生活者

居宅介護、デイサービス、短期入所、通所による施設利用

知的障害者地域生活援助の入居者

居宅介護、デイサービス、通所による施設利用

知的障害者通勤寮の入所者

通所による授産施設利用

ただし、知的障害者地域生活援助の入居者については、短期入所の対象者が、介護を行う者(保護者)の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが困難になった者であるため、基本的には短期入所の支給決定を受けられないが、適切なサービス利用が困難である場合等の特別な場合は、短期入所の支給決定を行って差し支えない。

なお、施設入所者は、施設が、入所者に対し、24時間を通じて支援を行うものであること等から、居宅生活支援費の支給決定は受けられないものである。

以上の結果、支援費を併給することが可能であるサービスについても、同一時間帯に複数のサービスを同時に利用できないものがあるため、これについて、厚生労働大臣が定める支援費基準上、算定できないとの取扱いを示しているところである。

支給決定期間を定める趣旨

支援費を支給する期間（居宅支給決定期間又は施設支給決定期間。以下「支給決定期間」という。）は、障害の程度や介護を行う者の状況等の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、適切な支給量又は障害程度区分について見直しを行うため、市町村が定めるものである。その決定にあたっては、支給決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなるが、支給決定期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、厚生労働省令において定める期間を超えてはならないこととされている。

このため、支給決定期間の終了に際しては、改めて支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

なお、厚生労働省令において定める期間はあくまで上限であるから、支給決定に当たっては個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

障害程度区分の決定

障害程度区分は、施設利用者の障害の程度に応じた適切な支援が行われるよう、施設支給決定の際に障害の程度に係る区分を定め、施設訓練等支援費の額について当該区分に応じた差異を設けるためのものである。

その内容及び決定方法については、身体障害程度区分に関する省令（平成14年厚生労働省令第98号）及び身体障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成14年厚生労働省告示第346号）並びに知的障害程度区分に関する省令（平成14年厚生労働省令第99号）及び知的障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成14年厚生労働省告示第347号）に規定するところによるが、具体的な判断基準は別紙1のとおりである。

更生相談所の役割

支援費制度においては、更生相談所は個々の障害者に対して自ら入所判定を行うのではなく、市町村が行う支給決定に係る援助・指導の役割を担うことになる。

1 専門的な判定

市町村は、支給決定を行うときや障害程度区分の変更を行おうとするとき等において、障害程度区分の決定を含めた申請者の障害の種類及び程度その他の心身の状況について審査するに当たり、特に専門的な知見が必要であると認める場合には更生相談所に対して意見を求めることとしている。意見を求められた更生相談所は医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から市町村に意見書（判定書）を送付する。市町村は、更生相談所の意見書（判定書）を勘案して障害程度区分の決定等を行う。

市町村が意見を求める場合は、具体的には、障害程度区分における各チェック項目の選択肢の判断が困難な場合や、自閉症、認知・記憶・注意等の障害、重複障害、合併症等があり専門的な知見が必要な場合等が想定される。

更生相談所は、市町村からの依頼を受けた場合、必要に応じて申請者に来所を求め、

各専門職による医学的・心理学的・職能的な判定を行うとともに、申請者の自立と社会経済活動を促進する観点から社会的評価も加えた総合的な判定を行う。判定に当たっては、申請者の障害状況を考慮して、関係専門職が参加する判定会議を開催し、意見書を作成する。

2 研修等の指導

支援費制度においては、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるようなことがないよう、研修等を通じて市町村に対する指導を行うことが期待される場所である。

その他の留意事項

1 居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準

居宅支援のうち、身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所、知的障害者地域生活援助及び児童短期入所については、障害の程度による単価差（支援費額の差）を設けているところであるが、この障害の程度の判断基準は、別紙2のとおりである。

2 支給決定等の具体的取扱い

支給決定においては、次のとおり、申請された種類のサービスのうち支援費支給に係るサービスをさらに特定して支給決定を行う。

また、サービス量や障害程度区分以外であっても、居宅支援に係る障害の程度による単価の区分や遷延性意識障害者が医療機関を利用する場合等の各種加算の取扱い等の支援費基準単価の適用も、次のとおり、併せて支給決定時に市町村が決定することとする。支援費基準単価の適用を、支給決定期間中に市町村の判断において変更することも差し支えないが、この場合の単価の適用は、翌月（変更が月の初日の場合は当該月）からとなる。

なお、受給者証への記載方法については、決定内容が明確になっている限りにおいて、各市町村の判断で行って差し支えない。

(1) 居宅生活支援費

居宅介護

次のとおり、身体介護中心、家事援助中心、移動介護中心、日常生活支援中心（日常生活支援中心は、身体障害者のみ）の各サービス類型を特定して、それぞれ30分の倍数で決定する。

- ・身体介護中心 時間（30分）/月
- ・家事援助中心 時間（30分）/月
- ・移動介護中心 時間（30分）/月
- ・日常生活支援中心 時間（30分）/月

1 移動介護については、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合かも併せて決定。

2 同時に2人の従業者からサービス提供を受ける場合も、上記と同様に決定

する。つまり、身体介護中心20時間/月との支給決定は、同時に2人の従業者から10時間サービス利用が可能(また、例えば、同時に2人の従業者から5時間と1人の従業者から10時間のサービス利用も可能)であることを意味し、利用方法は、利用者と事業者の合意により利用することとする。

デイサービス

次のとおり、基本サービス部分は日単位で決定する。また、障害の程度による単価の区分の決定も併せて行う。さらに、身体障害者デイサービスについては、デイサービス支援費()か()を決定するとともに、身体障害者デイサービス支援費()及び知的障害者デイサービスの場合は、入浴及び給食をそれぞれの回数で決定する。

ア 身体障害者デイサービス

- ・ デイサービス支援費()を算定する事業所からサービス提供を受ける場合
日/月(、区分) 入浴 回/月、給食 回/月
- ・ デイサービス支援費()を算定する事業所からサービス提供を受ける場合
日/月(、区分)

イ 知的障害者デイサービス

日/月(区分) 入浴 回/月、給食 回/月

ウ 児童デイサービス

日/月

- 1 ア及びイについては、例えば、4日/月との支給決定は、()1日(4時間以上)の利用が4回、()半日(4時間未満)の利用が8回、又は()1日(4時間以上)の利用が2回と半日(4時間未満)の利用が4回、等の利用が可能であることを意味する。

- 2 なお、送迎加算の回数について決定する必要は必ずしもない。

短期入所

次のとおり、日単位で決定する。また、障害の程度による単価の区分又は遷延性意識障害者加算等の加算の決定も併せて行う。

ア 身体障害者短期入所

- ・ 遷延性意識障害者が医療機関を利用する場合
日/月(遷延性)
- ・ 遷延性意識障害者が医療機関以外の施設も利用することが想定される場合
日/月(区分 、遷延性)
- ・ 上記以外の場合
日/月(区分)

イ 知的障害者短期入所

- ・ 重症心身障害者が医療機関を利用する場合
日/月(重心)
- ・ 重症心身障害者が医療機関以外の施設も利用することが想定される場合

日/月(区分、重心)

- ・上記以外の場合

日/月(区分)

ウ 児童短期入所

- ・遷延性意識障害児、重症心身障害児が医療機関を利用する場合

日/月(遷延性又は重心)

- ・遷延性意識障害児、重症心身障害児が医療機関以外の施設も利用することが想定される場合

日/月(区分、遷延性又は重心)

- ・上記以外の場合

日/月(区分)

- 1 例えば、4日/月との支給決定は、()宿泊を伴う場合は4日の利用、()日中受け入れの場合は1日の利用が4時間以上8時間未満の場合は8回、又は()宿泊を伴う利用が2日と日中受け入れの利用を4時間未満が4回及び4時間以上8時間未満が2回、等の利用が可能であることを意味する。

- 2 なお、宿泊を伴う短期入所の場合の送迎加算の回数を決定する必要は必ずしもない。

知的障害者地域生活援助

「支給期間に含まれる日数」と決定する。また、障害の程度による単価差を設けるため、障害の程度(区分)の決定も併せて行う。

(2) 施設訓練等支援費

知的障害者通勤寮支援及び心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設において提供される支援以外の施設支援については、次のとおり、入所/通所の別を決定するとともに、重度重複障害者加算、強度行動障害等の各種加算の決定も併せて行う。また、身体障害者更生施設支援については、障害の別(肢体不自由/視覚障害/聴覚・言語障害/内部障害の別)を決定。さらに、障害程度区分の決定を行う。

例1 身体障害者更生施設支援の場合

通所(障害程度区分、肢体不自由)

例2 身体障害者療護施設支援の場合

入所(障害程度区分)

なお、重度重複障害者加算の対象者の場合

入所(障害程度区分、重度重複)

また、筋萎縮性側索硬化症者等加算の対象者の場合

入所(障害程度区分、ALS)

例3 知的障害者更生施設支援の場合

入所(障害程度区分)

なお、強度行動障害者特別支援加算の対象者の場合

入所(障害程度区分、強度)

障害程度区分のチェック項目に係る選択肢の判断基準

・判断基準について

「身体障害程度区分に関する省令(平成14年厚生労働省令第98号)」及び「知的障害程度区分に関する省令(平成14年厚生労働省令第99号)」の別表の各号に定める支援(以下「チェック項目」という。)に係る選択肢(「身体障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法(平成14年厚生労働省告示第346号)」及び「知的障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法(平成14年厚生労働省告示第347号)」の別表に定める(ア)列～(ウ)列の選択肢をいう。)の判断基準を解説するものである。

判断基準の構成は、次のとおり。

冒頭の数行は定義部分であり、その項目が何を評価するものであるかを明示。

必要に応じ、「具体的な対象例」等として、具体的な機能障害や疾病等を示している。

この機能障害や疾病等は、例示であることから、「具体的な対象例」で示す支援の必要性が、例示にない機能障害や疾病等により発生する場合もあると考える。そのような場合は「具体的な対象例」に該当するものとみなして取り扱うこととされたい。

「各選択肢の基準」として、(ア)列～(ウ)列の選択肢のどれに該当するかを判断するための基準を示している。

・チェック項目の聴き取りの際の留意点

聴き取りは、申請者本人からの聴き取りが原則である。ただし、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者(家族のほか、施設に入所している者については施設職員を含む。)からも聴き取りを行うことが必要な場合がある。

基本的には、チェック項目の聴き取りによって把握される聴き取りの当日の状態と申請者等から聴き取った日頃の状態を総合的に勘案して判断することとする。

聴き取り時の場面が日頃の環境と異なったり、申請者が緊張したために、申請者の聴き取りの当日の状態と日頃の状態とが異なっていると考えられる場合は、日頃の状態に基づいて判断する。

聴き取りに当たっては、申請者の障害により日常生活を営むのに支障をきたしている状態等への理解に十分努めるとともに、申請者等のプライバシー保護や、申請者等に不愉快な思いを抱かせないよう配慮することが重要である。

障害が重い場合チェック項目に該当する支援が行われないと判断される場合でも、当該支援を行うことを想定した場合の支援の必要性に応じて判断する。また、施設内の慣れた環境ではできることであっても、不慣れた環境では支援が必要であると想定される場合は、その想定に基づいて判断する。

1 身体障害者更生施設支援

・判断基準の内容

障害程度区分のチェック項目に係る選択肢の判断基準は、以下に示すとおりである。

1 身体障害者更生施設支援

身体障害者更生施設支援に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．洗面、歯磨き等の整容に関する支援

〔身障療護ウに同じ。〕

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。
具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害や内部障害等により、洗顔や歯磨き等の何らかの行為について介助を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する行為に係る習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。
または、見守りや確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

イ．屋内での移動の介助

〔身障入所授産イ、身障通所授産アに同じ。〕

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ等により、車いす(電動・手動を問わない。)や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす等、車いす等からベッドへの移乗に支援を必要とする。

視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や常に見守りを必要とする。(立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。)

- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ウ．屋外での移動の介助

〔 身障療護力、身障入所授産ウ、身障通所授産イに同じ。〕

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

車いす（電動・手動を問わない。）等を利用しているため、あるいは視覚障害等により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。

長期（おおむね5年以上）の人工透析、呼吸器や心臓機能の障害等による体力の低下や息切れ等により階段・スロープ等の移動が困難であり支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

エ．入浴の介助又は入浴中の見守り

〔 身障療護シ、身障入所授産キに同じ。〕

入浴の介助または入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴槽への出入り等入浴行為に介助等の支援を必要とする。

内部障害により入浴中の酸素吸入等を管理する等の支援を必要とする。

てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的に介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助または見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

1 身体障害者更生施設支援

オ．通院に関する援助

腎機能障害や呼吸器障害等の内部障害により定期的な受診を必要としたり、または、てんかん等の発作を起こす危険があるため、通院支援を必要としているかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：通院に際してはほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：通院に際してはときどき付き添う等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

カ．医療処置、受診等に関する援助（通院に関する援助を除く。）

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。（他の内部障害があり、日常的な医療処置を必要とする者を含む。）

視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

キ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔身障療護セ、身障入所授産ケ、身障通所授産カに同じ。〕

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、またはの支援を行うことが必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ク．健康管理に関する支援

〔身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう(床ずれ)になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理(血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。)を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理(食物制限、カロリー制限等。)を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理(医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む)を週のうち半分以上の日数について必要とする。

(イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理(医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む)を週1日以上必要とする。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ケ．金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

〔身障入所授産サに同じ。〕

金銭管理や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害、内部障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。あるいは、上記 または の対象例のような状態であり、日常的に支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。または

1 身体障害者更生施設支援

上記の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。あるいは、上記またはの対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

コ．集団生活等における不適応行動に関する支援

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つために、

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、

特定の物や行為に強いこだわりを示す、

環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、といった行動上の不安定さや、

他者とトラブルを起こしたり、暴力に及ぶ、

といった行為があるために支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

(イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

サ．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。

(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)

(イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。

(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

シ．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔身障入所授産ソ、身障通所授産シに同じ。〕

外出や余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

公共交通機関や商店等の利用方法を理解していないために付き添い等の支援を必要とする。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在外出や何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行くことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について、支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ス．訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援

訓練のための動機付けや内容の理解に関する支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

どのように自立を果たすのかといったことに自分なりの考えをもっていない。

訓練の動機付けや実施する作業の意義・目的について、自分なりの意見や考え方を持っていない。

訓練内容や手順を自分なりの表現で説明できない。

訓練内容を数回聞いた程度では、同じ訓練をする他の者と同様に訓練をすることができない。

- (聴き取りの際には、「更生施設に入りたい」あるいは「更生施設で訓練を続けたい」という程度の漠然とした入所理由しか持っていないといった状況にあるかどうか、または、訓練を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。(ただし、新規申請者については、「訓練」を、掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。))

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、上記対象例で示すような状態である。
- (イ) 部分的な支援が必要：(ア)で挙げた障害を併せ持っていないが、上記対象例で示すような状態である。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

セ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔身障療護又、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生二、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為(例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等)を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

1 身体障害者更生施設支援

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ソ．訓練のための送迎及び移動に関する支援

訓練のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

車いす（電動を含む。）杖等による移動を行っている。

視覚障害のため安全に歩行をすることが困難である。

内部障害により、歩行が困難であり、付き添い等の介助を必要とする。

認知・記憶・注意等の障害や知的障害等を併せ持つため、訓練のために使う場所への道順を覚えられない。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、マンツーマンの介助を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては一部介助を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

タ．訓練の準備及び後片付けに関する支援

訓練の準備と後片付けに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片付けについての現在の状況で判断する。）

具体的な対象例としては、

重い道具を持つことができないことに加え、訓練で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を要する。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、繰り返し説明をしても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片付けに支援や介助を要する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：準備や後片付けのほとんど全てに支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：準備や後片付けについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片付けができる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

チ．車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練

〔 身障療護ネに同じ。〕

車いすの操作、歩行訓練、日常生活動作の訓練、自己導尿訓練といったリハビリテーション訓練を実施したことを想定した場合に、支援が必要かどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：これまでに日常生活の諸動作に関する訓練を受けたことがない、または半年以上の訓練経験を有するものの、訓練成果が低く、日常生活動作の多くにおいて訓練を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：受障時から現在（調査時）までに何らかの訓練を受けた経験があり、ある程度受障時よりも日常生活の諸動作が改善しており、今後も訓練を継続することで、日常生活の諸動作に一層の改善が見込まれる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ．持久力、敏しょう性の向上等の体力増強のための訓練

筋力の低下、全身の協調動作の低下、体力の低下、巧緻性の低下、関節可動域の制限等が見られることによって、体力増強の訓練を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような制限が見られることにより、日常生活が不自由であり、体力増強訓練等の場合によってはマンツーマンで受ける必要がある。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような制限が見られることにより、日常生活が不自由であり、体力増強訓練等を集団により受ける必要がある。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ．職能訓練に係る作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

職能訓練の遂行に関して、補助具や支援を必要とするかどうかを判断する。（ただし、本項目は、訓練の内容理解を問うものではない。）

具体的な対象例としては、

身体障害により、訓練に必要となる専門的な道具（パソコン、電動のこぎり、農機具等）を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。

訓練全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。（知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つ者を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：個別の補助具を必要とし、その補助具の使用を含めた訓練の実施や作業技術の習得を必要とすることに加え、なおかつ訓練の実施や作業の遂行のために、手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具を使用していることに加え、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (イ) 部分的な支援が必要：個別の補助具を必要とし、その補助具の使用を含めた訓練の実施や作業技術の習得を必要とする。または、作業遂行のための手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具を使用している、または、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断

1 身体障害者更生施設支援

する。)

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ト．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔 身障療護ノ、身障入所授産ヌ、身障通所授産トに同じ。〕

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器（例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等）による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記に示すような障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。

(イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ナ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔 身障療護ハ、身障入所授産ネ、身障通所授産ナに同じ。〕

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある（例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害）あるいは電話やFAXといった通信機器の操作に制限がある（例：上肢機能障害等）ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の応対をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ニ．就労又は退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

退所後の生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為（買い物、食事、洗濯等）に対する支援の体制作りを必要とするかどうか、あるいは就労を希望している場合（福祉工場、授産施設、小規模作業所等を含む。）に、就労先の選定や就労後の連絡・調整等について支援が必要であるかどうかを判断する。（聴き取りの際には、住宅、職場環境等の改善（車いす対応等）や、特別な障害者用補助機器（音声入力装置、特殊スイッチ等）の用意が必要であるかにより判断する。）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。あるいは、職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：(ア)で挙げたような障害状況にはないが、住宅改造や日常生活上の様々な行為について支援を必要とする、あるいは職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

2 身体障害者療護施設支援

2 身体障害者療護施設支援

身体障害者療護施設支援に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．ベッド上での起床及び就寝の介助

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、ベッド上での起き上がり（仰臥位から上半身を起こす。）やベッドへ横になることに支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：自分ではできず、ほぼ全介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：ベッド柵、ひも、サイドレール等を利用しても、全てを自分でできるわけではなく、途中までできても最後の部分で介助が必要になる等、一部介助を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ．車いすとベッド間の移乗の介助

四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす等、車いす等からベッドへの移乗に支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：自分ではできず、ほぼ全介助を要する。

（イ）部分的な支援が必要：介助者が手を添える、体幹を支える等の介助を要する。あるいは、著しく時間をかければ介助なしでできるが、転倒等の危険防止のために見守り等の支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．洗面、歯磨き等の整容に関する支援

〔身障更生アに同じ。〕

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害や内部障害等により、洗顔や歯磨き等の何らかの行為について介助を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する行為に係る習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または、見守りや確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ．衣服の着脱の介助

衣服の着脱について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の障害により、下着や上着、靴下等の着脱を自ら行うことが困難であり、介助を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣服の着脱に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：衣服の着脱については、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：衣服の着脱については、一部に介助を必要とする。または、見守りや確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

オ．屋内での移動の介助

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。

視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。

遷延性意識障害やALS等により、常時寝たきりの状態であるか、あるいは、介助を受けても座位を取ることができない状態であり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や常に見守りを必要とする。（立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、見守りや一部介助を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

カ．屋外での移動の介助

〔身障更生ウ、身障入所授産ウ、身障通所授産イに同じ。〕

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

車いす（電動・手動を問わない。）等を利用しているため、あるいは視覚障害等により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の

2 身体障害者療護施設支援

利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。

長期（おおむね5年以上）の人工透析、呼吸器や心臓機能の障害等による体力の低下や息切れ等により階段・スロープ等の移動が困難であり支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

キ．体位変換の介助

遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、臥床中、自ら体位を変換することが困難であり、特に頻繁にじょくそう（床ずれ）を繰り返し作る等、体位変換の必要性があり、支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：頻繁にじょくそう（床ずれ）を繰り返す状態であって、ベッド柵、サイドレール等を利用したとしても、自ら体位を変換できず、介助を必要とする。（遷延性意識障害等により、体位の変換が自らの意思によるものでない者を含む）
- (イ) 部分的な支援が必要：著しく時間をかければ介助なしでできるが、介助者が手を添える、体幹を支える等の介助を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ク．食事の準備及び後片付けに関する支援

食事の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により、お盆や器を保持して移動することができず支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により、必要な自助具を装着することに介助を必要とする。

知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けの適切な習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、何らかの疾患により、食材やカロリーの制限といった特別食の用意や、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食といった食べ物の加工を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ケ．摂食行為に関する支援

摂食行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

常時寝たきりの状態であり、全介助を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により自助具を用いても自ら摂食することができず支援を必要とする。

嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、摂食行為についての適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記 または の対象例のような状態であり、一部介助あるいは見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

コ．排せつ行為に関する支援

〔 身障入所授産オに同じ。〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。

膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。(ここでいうほぼ全面的な介助や支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具(収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等)の利用者でほぼ全面的な介助や支援を必要とする者を含む。)

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。(ここでいう一部介助や見守り等支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。)あるいは、夜間の就寝時に定期的にトイレ誘導を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

サ．入浴の準備及び後片付けに関する支援

2 身体障害者療護施設支援

〔 身障入所授産力に同じ。〕

入浴の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、脱衣場と洗い場間の移動に介助を必要とする。

入浴に必要な道具（じょくそう（床ずれ）防止のためのマットやスポンジ等を含む。）を用意することに支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けに関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助や見守りを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ．入浴の介助又は入浴中の見守り

〔 身障更生工、身障入所授産キに同じ。〕

入浴の介助または入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴槽への出入り等入浴行為に介助等の支援を必要とする。

内部障害により入浴中の酸素吸入等を管理する等の支援を必要とする。

てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的に介助や支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助または見守りを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス．医療処置、受診等に関する援助

〔 身障入所授産クに同じ。〕

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。（他の内部障害があり、日常的な医療処置を必要とする者を含む。）

視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害等を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。

てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

(イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

セ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔身障更生キ、身障入所授産ケ、身障通所授産カに同じ。〕

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、またはの支援を行うことが必要である。

(イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ソ．健康管理に関する支援

〔身障更生ク、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

2 身体障害者療護施設支援

- (ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ．清潔保持に関する支援

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

何らかの身体障害により、整容、排せつ、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、清潔保持に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に確認や見守り等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ．金銭管理に関する支援

〔身障通所授産クに同じ。〕

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の機能障害により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるいは、上記の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ．衣類、身の回り品等の管理に関する支援

衣類や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

脳性まひや上肢機能障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理し、管理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

テ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔身障入所授産シ、身障通所授産ケに同じ。〕

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つために、

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、

特定の物や行為に強いこだわりを示す、

環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ト．集団生活等における不適応行動に関する支援

〔身障入所授産スに同じ。〕

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、集団生活等における不適応行動について支援を必要とするかどうか判断する。

具体的な対象例としては、

就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食、過食、異食、過飲、反芻(一度食べた食物をもどす)等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等、排せつに関する問題行動が見られる。

興奮すると、物を壊したり、自分や他人を傷つけてしまう。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

2 身体障害者療護施設支援

- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ナ．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔身障更生サ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ニ．外出、買い物、地域の活動への参加等に関する支援

外出、買い物等の行為や地域の活動等の参加について支援を必要とするかどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

外出を一人で行うための方法が習得されていない等のため、乗車券の購入等を含め公共交通機関の利用に制限があり、付き添い等の支援を必要とする。

デパートやコンビニ等での商品の探し方・代金の支払方法、レストラン等でのメニューの選択・料金の支払方法等が習得されていない等のため、付き添い等の支援を必要とする。

地域の活動等への参加に当たっては、一人では行えず、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ヌ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔身障更生セ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生二、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為(例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等)を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ネ．車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練

〔身障更生チに同じ。〕

車いすの操作、歩行訓練、日常生活動作の訓練、自己導尿訓練といったリハビリテーション訓練を実施したことを想定した場合に、支援が必要かどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：これまでに日常生活の諸動作に関する訓練を受けたことがない、または半年以上の訓練経験を有するものの、訓練成果が低く、日常生活動作の多くにおいて訓練を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：受障時から現在(調査時)までに何らかの訓練を受けた経験があり、ある程度受障時よりも日常生活の諸動作が改善しており、今後も訓練を継続することで、日常生活の諸動作に一層の改善が見込まれる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ノ．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援(代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。)及び意思疎通の訓練

〔身障更生ト、身障入所授産ヌ、身障通所授産トに同じ。〕

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器(例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等)による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。(知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記に示すような障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ハ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔身障更生ナ、身障入所授産ネ、身障通所授産ナに同じ。〕

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある(例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは

2 身体障害者療護施設支援

盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害)あるいは電話やFAXといった通信機器の操作に制限がある(例:上肢機能障害等)ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の対応をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要:代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要:手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い:上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ヒ. 退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

退所後の生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為(買い物、食事、洗濯等)に対する支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要:四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要:(ア)で示すような障害状況にはないが、住宅改造や日常生活上の様々な行為について支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い:上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

3 身体障害者授産施設支援（入所）

身体障害者授産施設支援（入所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．起床の働きかけ、朝の身支度等に関する支援

起床・就寝時における働きかけや朝の身支度（洗面や歯磨き等の整容に関する行為、衣服の着脱等）について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

常時服用している薬の影響等により、起床や就寝に支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、起床時・就寝時の身支度について介助を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、起床・就寝時における働きかけや、身支度について支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記の対象例のような状態であり、週のうち半分以上の日数について支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、週1日以上支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ．屋内での移動の介助

〔身障更生イ、身障通所授産アに同じ。〕

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす等、車いす等からベッドへの移乗に支援を必要とする。

視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や常に見守りを必要とする。（立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。）

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。

3 身体障害者授産施設支援（入所）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．屋外での移動の介助

〔 身障更生ウ、身障療護カ、身障通所授産イに同じ。〕

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

車いす（電動・手動を問わない。）等を利用しているため、あるいは視覚障害等により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。

長期（おおむね5年以上）の人工透析、呼吸器や心臓機能の障害等による体力の低下や息切れ等により階段・スロープ等の移動が困難であり支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ．食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔 身障通所授産ウに同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、何らかの行為について支援を必要とする。

知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ．排せつ行為に関する支援

〔 身障療護コに同じ。〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。

膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な介助や支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な介助や支援を必要とする者を含む。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。）あるいは、夜間の就寝時に定期的にトイレ誘導を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ．入浴の準備及び後片付けに関する支援

〔 身障療護サに同じ。〕

入浴の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、脱衣場と洗い場間の移動に介助を必要とする。

入浴に必要な道具（じょくそう（床ずれ）防止のためのマットやスポンジ等を含む。）を用意することに支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けに関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助や見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ．入浴の介助又は入浴中の見守り

〔 身障更生工、身障療護シに同じ。〕

入浴の介助または入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴

3 身体障害者授産施設支援（入所）

槽への出入り等入浴行為に介助等の支援を必要とする。

内部障害により入浴中の酸素吸入等を管理する等の支援を必要とする。

てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的に介助や支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助または見守りを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク．医療処置、受診等に関する援助

〔身障療護スに同じ。〕

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。（他の内部障害があり、日常的な医療処置を必要とする者を含む。）

視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害等を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。

てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔身障更生キ、身障療護セ、身障通所授産カに同じ。〕

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、またはの支援を行うことが必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

コ．健康管理に関する支援

〔身障更生ク、身障療護ソ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

サ．金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

〔身障更生ケに同じ。〕

金銭管理や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害、内部障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

3 身体障害者授産施設支援（入所）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。あるいは、上記 または の対象例のような状態であり、日常的に支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。または上記の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。あるいは、上記 または の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔身障療護テ、身障通所授産ケに同じ。〕

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つために、突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、特定の物や行為に強いこだわりを示す、環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- （イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス．集団生活等における不適応行動に関する支援

〔身障療護トに同じ。〕

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、集団生活等における不適応行動について支援を必要とするかどうか判断する。

具体的な対象例としては、

就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食、過食、異食、過飲、反芻(一度食べた食物をもどす)等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等、排せつに関する問題行動が見られる。

興奮すると、物を壊したり、自分や他人を傷つけてしまう。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- （イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔 身障更生サ、身障療護ナ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ソ．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔 身障更生シ、身障通所授産シに同じ。〕

外出や余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

公共交通機関や商店等の利用方法を理解していないために付き添い等の支援を必要とする。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在外出や何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について、支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

タ．作業のための動機付けに関する支援

〔 身障通所授産スに同じ。〕

3 身体障害者授産施設支援（入所）

作業のための動機付けに関して支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

どのように自立を果たすのかといったことに自分なりの考えをもっていない。

作業の動機付けや実施する作業の意義・目的について、自分なりの意見や考え方を持っていない。

（聴き取りの際には、「授産施設に入りたい」あるいは「授産施設で訓練を続けたい」という程度の漠然とした入所理由しか持っていないといった状況にあるかどうかで判断する。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、上記対象例で示すような状態である。

（イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げた障害を併せ持っていないが、上記対象例で示すような状態である。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ．作業内容の理解に関する支援

〔身障通所授産セに同じ。〕

作業内容を理解することに支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

作業内容や手順を自分なりの表現で説明できない。

作業内容を数回聞いた程度では、同じ作業をする他の者と同様に作業をすることができないといった状態である。

（聴き取りの際には、作業を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。ただし、新規申請者については、「作業」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に、何度も作業内容を説明することを必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に2～3回は、作業内容を説明することを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔身障更生セ、身障療護ヌ、身障通所授産ソ、知障入所更生二、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援

を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ．作業のための送迎及び移動に関する支援

〔 身障通所授産タに同じ。〕

作業のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

車いす（電動を含む。）杖等による移動を行っている。

視覚障害のため安全に歩行をすることが困難である。

認知・記憶・注意等の障害や知的障害等を併せ持つため、作業のために使う場所への道順を覚えられない。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、マンツーマンの介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、一部介助を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト．作業中の安全への配慮

〔 身障通所授産チに同じ。〕

作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

視覚障害のため、手元の状況を視覚的に確認することができない。

聴覚障害のために、指示や声かけ、危険を知らせる音等のサインを確認することに制限がある。

上肢や手指にまひや震せん等があり、巧緻性にかける。

下肢・体幹に制限があり、立位や座位のバランスが不安定であるか、または長時間の立位の維持が困難である（ただし、上肢や体幹に制限がなく、座位バランスに支障のない車いす利用者は除外。）

脳性まひ等により危険なことに對して咄嗟に危険回避ができない。

知的障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中はほぼ毎回見守りや適宜の支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

3 身体障害者授産施設支援（入所）

ナ．作業の準備及び後片付けに関する支援

〔 身障通所授産ツに同じ。〕

作業の準備と後片付けに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片付けについての現在の状況で判断する。）

具体的な対象例としては、

重い道具を持つことができないことに加え、作業で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を要する。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、繰り返し説明をしても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片付けに支援や介助を要する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：準備や後片付けのほとんど全てに支援を要する。
- （イ）部分的な支援が必要：準備や後片付けについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片付けができる。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ニ．作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

〔 身障通所授産テに同じ。〕

作業を遂行する上で、補助具や設備または、支援を必要とするかどうかを判断する。（ただし、本項目は、作業の内容理解を問うものではない。）

具体的な対象例としては、

身体障害により、作業に必要となる専門的な道具（パソコン、電動のこぎり、農機具等）を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。または、設備の改良が必要である。

作業全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。（知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つ者を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：個別の補助具や設備の改良を必要とし、その補助具や設備の使用を含めた作業技術の習得を必要とすることに加え、なおかつ作業の遂行のために、手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具や改良した設備を使用していることに加え、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （イ）部分的な支援が必要：個別の補助具や設備の改良を必要とし、その補助具や設備の使用を含めた作業技術の習得を必要とする。または、作業遂行のための手助けを必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具や改良した設備を使用している、または、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ヌ．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔 身障更生ト、身障療護ノ、身障通所授産トに同じ。〕

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器（例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等）による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記に示すような障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。
- （イ）部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ネ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔 身障更生ナ、身障療護ハ、身障通所授産ナに同じ。〕

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある（例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害）あるいは電話やFAXといった通信機器の操作に制限がある（例：上肢機能障害等）ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の応対をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ノ．退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

〔 身障通所授産二に同じ。〕

退所後の生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為（買い物、食事、洗濯等）に対する支援の体制作りを必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げたような障害状況にはないが、住宅改造や日常

3 身体障害者授産施設支援（入所）

生活上の様々な行為について支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

八．就職先の選定及び就職先との調整に関する支援

退所後の就職を想定した場合（福祉工場、通所授産施設、小規模作業所等を含む。）に、就職先の選定や就職後の連絡・調整等について支援が必要であるかどうかを判断する。（聴き取りの際には、職場環境等の改善（車いす対応、コミュニケーションの確保等）や、特別な障害者用補助機器（音声入力装置、特殊スイッチ等）の用意が必要であるかにより判断する。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、身体障害に併せ知的障害を持つ等の者であり、上記のような希望先の職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。

（イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げたような障害状況にはないが、職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

4 身体障害者授産施設支援（通所）

身体障害者授産施設支援（通所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．屋内での移動の介助

〔身障更生イ、身障入所授産イに同じ。〕

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす等、車いす等からベッドへの移乗に支援を必要とする。

視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や常に見守りを必要とする。（立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。）

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ．屋外での移動の介助

〔身障更生ウ、身障療護力、身障入所授産ウに同じ。〕

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

車いす（電動・手動を問わない。）等を利用しているため、あるいは視覚障害等により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。

長期（おおむね5年以上）の人工透析、呼吸器や心臓機能の障害等による体力の低下や息切れ等により階段・スロープ等の移動が困難であり支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

4 身体障害者授産施設支援（通所）

- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔 身障入所授産工に同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、何らかの行為について支援を必要とする。

知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ．排せつ行為に関する支援

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。

膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、適切な排せつ習慣が習得されていない等のため支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な介助や支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な介助や支援を必要とする者を含む。）
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等の支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ．医療処置、受診等に関する援助

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。（他の内部障害があり、日常的な医療処置を必要とする者を含む。）

視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害等を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔身障更生キ、身障療護セ、身障入所授産ケに同じ。〕

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、またはの支援を行うことが必要である。

（イ）部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ．健康管理に関する支援

〔身障更生ク、身障療護ソ、身障入所授産コ、知障入所更生コ、知障通所更生才、知障入所授産キ、知障通所授産才、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

4 身体障害者授産施設支援（通所）

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血压、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク．金銭管理に関する支援

〔 身障療護チに同じ。〕

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の機能障害により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記 の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記 の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるいは、上記 の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔 身障療護テ、身障入所授産シに同じ。〕

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つために、

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、

特定の物や行為に強いこだわりを示す、

環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必

要である。

- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

コ．集団生活等における不適応行動に関する支援

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、集団生活等における不適応行動について支援を必要とするかどうか判断する。

具体的な対象例としては、

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食、過食、異食、過飲、反芻(一度食べた食物をもどす)等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等、排せつに関する問題行動が見られる。

興奮すると、物を壊したり、自分や他人を傷つけてしまう。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

サ．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔身障更生サ、身障療護ナ、身障入所授産セ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

シ．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔身障更生シ、身障入所授産ソに同じ。〕

外出や余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

公共交通機関や商店等の利用方法を理解していないために付き添い等の支援を必要とする。

4 身体障害者授産施設支援（通所）

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在外出や何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行くことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について、支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス．作業のための動機付けに関する支援

〔身障入所授産夕に同じ。〕

作業のための動機付けに関して支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

どのように自立を果たすのかといったことに自分なりの考え方をもっていない。

作業の動機付けや実施する作業の意義・目的について、自分なりの意見や考え方を持っていない。

- (聴き取りの際には、「授産施設に入りたい」あるいは「授産施設で訓練を続けたい」という程度の漠然とした入所理由しか持っていないといった状況にあるかどうかで判断する。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、上記対象例で示すような状態である。
- (イ) 部分的な支援が必要：(ア)で挙げた障害を併せ持っていないが、上記対象例で示すような状態である。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ．作業内容の理解に関する支援

〔身障入所授産午に同じ。〕

作業内容を理解することに支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

作業内容や手順を自分なりの表現で説明できない。

作業内容を数回聞いた程度では、同じ作業をする他の者と同様に作業をすることができないといった状態である。

（聴き取りの際には、作業を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。ただし、新規申請者については、「作業」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に、何度も作業内容を説明することを必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に2～3回は、作業内容を説明することを必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔身障更生セ、身障療護ヌ、身障入所授産ツ、知障入所更生ニ、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ．作業のための送迎及び移動に関する支援

〔身障入所授産テに同じ。〕

作業のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

車いす（電動を含む。）杖等による移動を行っている。

視覚障害のため安全に歩行をすることが困難である。

認知・記憶・注意等の障害や知的障害等を併せ持つため、作業のために使う場所への道順を覚えられない。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、マンツーマンの介助を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、一部介助を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ．作業中の安全への配慮

4 身体障害者授産施設支援（通所）

〔 身障入所授産トに同じ。〕

作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

視覚障害のため、手元の状況を視覚的に確認することができない。

聴覚障害のために、指示や声かけ、危険を知らせる音等のサインを確認することに制限がある。

上肢や手指にまひや震せん等があり、巧緻性にかける。

下肢・体幹に制限があり、立位や座位のバランスが不安定であるか、または長時間の立位の維持が困難である（ただし、上肢や体幹に制限がなく、座位バランスに支障のない車いす利用者は除外。）

脳性まひ等により危険なことに対して咄嗟に危険回避ができない。

知的障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中はほぼ毎回見守りや適宜の支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ．作業の準備及び後片付けに関する支援

〔 身障入所授産ナに同じ。〕

作業の準備と後片付けに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片付けについての現在の状況で判断する。）

具体的な対象例としては、

重い道具を持つことができないことに加え、作業で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を要する。

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、繰り返し説明をしても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片付けに支援や介助を要する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：準備や後片付けのほとんど全てに支援を要する。

（イ）部分的な支援が必要：準備や後片付けについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片付けができる。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ．作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

〔 身障入所授産ニに同じ。〕

作業を遂行する上で、補助具や設備または、支援を必要とするかどうかを判断する。（ただし、本項目は、作業の内容理解を問うものではない。）

具体的な対象例としては、

身体障害により、作業に必要となる専門的な道具(パソコン、電動のこぎり、農機具等)を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。または、設備の改良が必要である。

作業全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。(知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つ者を含む。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：個別の補助具や設備の改良を必要とし、その補助具や設備の使用を含めた作業技術の習得を必要とすることに加え、なおかつ作業の遂行のために、手助けを必要とする。(聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具や改良した設備を使用していることに加え、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 部分的な支援が必要：個別の補助具や設備の改良を必要とし、その補助具や設備の使用を含めた作業技術の習得を必要とする。または、作業遂行のための手助けを必要とする。(聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、補助具や改良した設備を使用している、または、手助けを受けている状態であれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ト．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔身障更生ト、身障療護ノ、身障入所授産ヌに同じ。〕

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器（例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等）による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。(知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記に示すような障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ナ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔身障更生ナ、身障療護ハ、身障入所授産ネに同じ。〕

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある（例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害）あるいは電話やFAXといった通信機器

4 身体障害者授産施設支援（通所）

の操作に制限がある（例：上肢機能障害等）ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の対応をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

二．退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

〔身障入所授産ノに同じ。〕

退所後の生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為（買い物、食事、洗濯等）に対する支援の体制作りを必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げたような障害状況にはないが、住宅改造や日常生活上の様々な行為について支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

又．就職先の選定及び就職先との調整に関する支援

退所後の就職を想定した場合（福祉工場、小規模通所授産施設、小規模作業所等を含む。）に、就職先の選定や就職後の連絡・調整等について支援が必要であるかどうかを判断する。（聴き取りの際には、職場環境等の改善（車いす対応、コミュニケーションの確保等）や、特別な障害者用補助機器（音声入力装置、特殊スイッチ等）の用意が必要であるかにより判断する。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、身体障害に併せ知的障害を持つ等の者であり、上記のような希望先の職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- （イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げたような障害状況にはないが、職場環境等の改善や障害者用補助機器の用意が必要である。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

5 知的障害者更生施設支援（入所）

知的障害者更生施設支援（入所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．起床及び就寝の働きかけ

起床・就寝時における働きかけについて、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

起床・就寝に関する習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

常時服用している薬の影響等により、起床や就寝に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援を週のうち半分以上の日数について必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援を週1日以上必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ．洗面、歯磨き等の整容に関する支援

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

整容に関する行為に係る習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、洗顔や歯磨き等の行為について介助を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または、見守りや確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．衣服の着脱の介助

衣服の着脱について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

衣服の着脱に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、下着や上着、靴下等の着脱を自ら行うことが困難であり、介助を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：衣服の着脱について、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：衣服の着脱について、一部に介助を必要とする。または、見守りや確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

5 知的障害者更生施設支援（入所）

エ．屋内及び屋外での移動の介助

〔 知障入所授産アに同じ。〕

屋内及び屋外での移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

屋内の目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

施設敷地内または自宅周辺の目的地まで安全に移動するための理解に制限があるため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、移動について制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ．食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔 知障通所更生ア、知障入所授産イ、知障通所授産アに同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、何らかの行為について支援を必要とする。

嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ．排せつ行為に関する支援

〔 知障入所授産ウに同じ〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について

支援を必要とする。

膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な支援や介助を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な支援や介助を必要とする者を含む。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等の支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。）あるいは、日中に定期的にトイレ誘導を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ．入浴の介助、入浴中の見守り等の支援

〔 知障入所授産工に同じ〕

入浴の介助（準備や後片付けに関する支援を含む）や入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

入浴の準備から後片付けまでの入浴行為に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。

身体障害を併せ持つために入浴の準備から後片付けまでの入浴行為について介助を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク．医療処置、受診等に関する援助

〔 知障入所授産才、知障通勤寮アに同じ。〕

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しがないよう服薬管理を必要とする。（てんかんによる服薬管理も含む。）

一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

5 知的障害者更生施設支援（入所）

てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害を併せ持つことにより、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔知障通所更生工、知障入所授産力、知障通所授産工、知障通勤寮イに同じ。〕

医師等からの診断結果等についてその説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

全盲や強度の弱視等を併せ持つ場合を含め、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、またはの支援を行うことが必要である。
- （イ）部分的な支援が必要：説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ．健康管理に関する支援

〔身障更生ク、身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障通所更生才、知障入所授産キ、知障通所授産才、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指

示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ．清潔保持に関する支援

〔 知障通所更生力、知障入所授産ク、知障通所授産力に同じ。〕

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

清潔保持に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

何らかの身体障害を併せ持つことにより、整容、排せつ、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に確認や見守り等の支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ．金銭管理に関する支援

〔 知障通所更生キ、知障通所授産キに同じ。〕

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるいは、上記の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス．衣類、身の回り品等の管理に関する支援

衣類や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

衣類や身の回り品等を整理し、管理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

脳性まひや上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら衣類や身の回り品

5 知的障害者更生施設支援（入所）

等を整理し、管理することに制限があり支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記のような対象例の状態であり、ときどき支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔知障通所更生ク、知障入所授産コ、知障通所授産ク、知障通勤寮オに同じ。〕

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
特定の物や行為に強いこだわりを示す、
環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- （イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ．睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応

〔知障入所授産サ、知障通勤寮カに同じ。〕

睡眠障害や食事、排せつに係る不適応行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食・過食・異食・過飲・反芻（一度食べた食物をもどす）等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等排せつに関する問題行動が見られる。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- （イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ．自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応

自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

壁を壊したりガラスを割る等の破壊的行為がある。

自分の手を噛む、頭を壁に打ち付ける等の自傷行為、または常に体を揺らすといった常同行動等がある。

他人を蹴る・叩く等の行為がある。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が、週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

チ．自閉症等による対人関係に関する問題への対応

自閉症等の障害があり、他者との人間関係を築く等の調整や、特定の入所者との間の頻繁なトラブルの仲裁等の支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ツ．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔身障更生サ、身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

テ．外出、買い物等に関する支援

〔知障通所更生シ、知障入所授産セ、知障通勤寮ケに同じ。〕

外出や買い物等の行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

外出を一人で行うための方法が習得されていない等のため、乗車券の購入等を含め公共交通機関の利用に制限があり、付き添い等の支援を必要とする。

デパートやコンビニ等での商品の探し方、代金の支払方法、レストラン等でのメニューの選択・料金の支払方法等が習得されていない等のため、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回付き添い等の支援を

5 知的障害者更生施設支援（入所）

必要とする。

- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき付き添い等の支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔 知障通所更生ス、知障入所授産ソ、知障通所授産シ、知障通勤寮コに同じ。〕

余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ナ．訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援

〔 知障通所更生セに同じ。〕

訓練に対する動機付けや内容の理解に関する支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

訓練への取り組みについて、声掛け等を必要とするといった状態である。

訓練内容や手順を自分なりの表現で説明できない。

訓練内容を数回聞いた程度では、同じ訓練をする他の者と同様に訓練をすることができない。

- （聴き取りの際には、日常生活関連行為の遂行に当たって声掛け等を必要としているかどうか、訓練を自分なりの表現で説明できるかどうか（ただし、新規申請者については、「訓練」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）で判断する。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、動機付けについて訓練の度毎に声掛け等を必要とする、または訓練内容の理解について、訓練の度毎に何度も説明することを必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、動機付けについて見守りと適宜の声掛け等を必要とする、または訓練内容の理解について、訓練の度毎に2～3回は作業内容を説明することを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ニ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔 身障更生セ、身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ヌ．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔 知障通所更生タ、知障入所授産ヌ、知障通所授産ト、知障通勤寮シに同じ。〕

コミュニケーション手段（例：身振りや絵カード等）・機器による支援を必要としているかどうか、コミュニケーション手段の利用や習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用の習得について支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ネ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔 知障通所更生チ、知障入所授産ネ、知障通所授産ナ、知障通勤寮スに同じ。〕

「読み」、「書き」や、電話、FAX、ワープロ、パソコン等の操作に制限があるため、支援が必要であるかどうかを判断する。（身体障害を重複し、上記の活動が制限されているために支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パ

5 知的障害者更生施設支援（入所）

ソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ノ．就労又は退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援

〔 知障通所更生ツに同じ 〕

退所後の生活を想定した場合、相談支援機関、居住の場、日中活動の場（福祉工場、授産施設、小規模作業所、一般就労、余暇活動の場等）、地域ネットワークの確保等といった体制作りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

〔 各選択肢の基準 〕

（ア）全面的な支援が必要：上記のような体制作りのために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記のような体制作りのために助言する等の部分的な支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

6 知的障害者更生施設支援（通所）

知的障害者更生施設（通所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔 知障入所更生オ、知障入所授産イ、知障通所授産アに同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、何らかの行為について支援を必要とする。

嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

イ．排せつ行為に関する支援

〔 知障通所授産イに同じ〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。

膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。(ここでいうほぼ全面的な支援や介助を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具(収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等)の利用者でほぼ全面的な支援や介助を必要とする者を含む。)
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。(ここでいう一部介助や見守り等の支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。)

6 知的障害者更生施設支援（通所）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．医療処置、受診等に関する援助

〔 知障通所授産ウに同じ。〕

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。（てんかんに
よる服薬管理も含む。）

一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する
範囲を除く。）を必要とする。

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害を併せ持つことにより、インスリンの自
己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的
な医療処置を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とす
る。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔 知障入所更生ケ、知障入所授産カ、知障通所授産エ、知障通勤寮イに同じ。〕

医師等からの診断結果等についてその説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断す
る。

具体的な対象例としては、

本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

全盲や強度の弱視等を併せ持つ場合を含め、病名や薬の処方等の文字を確認すること
に制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、また
は の支援を行うことが必要である。

（イ）部分的な支援が必要：説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ．健康管理に関する支援

〔 身障更生ク、身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障
入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作

を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ．清潔保持に関する支援

〔 知障入所更生サ、知障入所授産ク、知障通所授産カに同じ。〕

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

清潔保持に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

何らかの身体障害を併せ持つことにより、整容、排せつ、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に確認や見守り等の支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ．金銭管理に関する支援

〔 知障入所更生シ、知障通所授産キに同じ。〕

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるいは

6 知的障害者更生施設支援（通所）

は、上記 の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。
(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ク．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔 知障入所更生セ、知障入所授産コ、知障通所授産ク、知障通勤寮オに同じ。〕

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
特定の物や行為に強いこだわりを示す、
環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

(イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ケ．睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応

〔 知障通所授産ケに同じ〕

睡眠障害や食事、排せつに係る不適応行動への対応が必要であるかどうかを判断する。
具体的な対象例としては、

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食・過食・異食・過飲・反芻（一度食べた食物をもどす）等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等排せつに関する問題行動が見られる。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

(イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

コ．自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応

〔 知障入所授産シ、知障通所授産コ、知障通勤寮キに同じ。〕

自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応が必要であるかどうかを判断する。
具体的な対象例としては、

壁を壊したりガラスを割る等の破壊的行為がある。

自分の手を噛む、頭を壁に打ち付ける等の自傷行為、または常に体を揺らすといった常同行動等がある。

他人を蹴る・叩く等の行為がある。

特定の入所者との間で頻繁なトラブルがある。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必

要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔 身障更生サ、身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要かどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。

（聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（イ）支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。

（聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ．外出、買い物等に関する支援

〔 知障入所更生テ、知障入所授産セ、知障通勤寮ケに同じ。〕

外出や買い物等の行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

外出を一人で行うための方法が習得されていない等のため、乗車券の購入等を含め公共交通機関の利用に制限があり、付き添い等の支援を必要とする。

デパートやコンビニ等で商品の探し方、代金の支払方法、レストラン等でのメニューの選択・料金の支払方法等が習得されていない等のため、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき付き添い等の支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔 知障入所更生ト、知障入所授産ソ、知障通所授産シ、知障通勤寮コに同じ。〕

余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

6 知的障害者更生施設支援（通所）

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ．訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援

〔 知障入所更生ナに同じ。〕

訓練に対する動機付けや内容の理解に関する支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

訓練への取り組みについて、声掛け等を必要とするといった状態である。

訓練内容や手順を自分なりの表現で説明できない。

訓練内容を数回聞いた程度では、同じ訓練をする他の者と同様に訓練をすることができない。

- (聴き取りの際には、日常生活関連行為の遂行に当たって声掛け等を必要としているかどうか、訓練を自分なりの表現で説明できるかどうか（ただし、新規申請者については、「訓練」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）で判断する。）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、動機付けについて訓練の度毎に声掛け等を必要とする、または訓練内容の理解について、訓練の度毎に何度も説明することを必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、動機付けについて見守りと適宜の声掛け等を必要とする、または訓練内容の理解について、訓練の度毎に2～3回は作業内容を説明することを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔 身障更生セ、身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生二、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔 知障入所更生ヌ、知障入所授産ヌ、知障通所授産ト、知障通勤寮シに同じ。〕

コミュニケーション手段（例：身振りや絵カード等）・機器による支援を必要としているかどうか、コミュニケーション手段の利用や習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用の習得について支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔 知障入所更生ネ、知障入所授産ネ、知障通所授産ナ、知障通勤寮スに同じ。〕

「読み」、「書き」や、電話、FAX、ワープロ、パソコン等の操作に制限があるため、支援が必要であるかどうかを判断する。（身体障害を重複し、上記の活動が制限されているために支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ．就労又は退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援

〔 知障入所更生ノに同じ〕

退所後の生活を想定した場合、相談支援機関、居住の場、日中活動の場（福祉工場、授産施設、小規模作業所、一般就労、余暇活動の場等）、地域ネットワークの確保等といった体制作りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のような体制作りのために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のような体制作りのために助言する等の部分的な支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

7 知的障害者授産施設支援（入所）

7 知的障害者授産施設支援（入所）

知的障害者授産施設支援（入所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．屋内及び屋外での移動の介助

〔 知障入所更生工に同じ。〕

屋内及び屋外での移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

屋内の目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

施設敷地内または自宅周辺の目的地まで安全に移動するための理解に制限があるため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、移動について制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ．食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔 知障入所更生才、知障通所更生ア、知障通所授産アに同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、何らかの行為について支援を必要とする。

嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．排せつ行為に関する支援

〔 知障入所更生力に同じ。〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。

膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な支援や介助を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な支援や介助を必要とする者を含む。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等の支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む）。あるいは、日中に定期的にトイレ誘導を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ．入浴の介助、入浴中の見守り等の支援

〔 知障入所更生きに同じ。〕

入浴の介助（準備や後片付けに関する支援を含む）や入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

入浴の準備から後片付けまでの入浴行為に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。

身体障害を併せ持つために入浴の準備から後片付けまでの入浴行為について介助を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ．医療処置、受診等に関する援助

〔 知障入所更生き、知障通勤寮アに同じ〕

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

7 知的障害者授産施設支援（入所）

薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。（てんかんによる服薬管理も含む。）

一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害を併せ持つことにより、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔 知障入所更生ケ、知障通所更生工、知障通所授産工、知障通勤寮イに同じ。〕

医師等からの診断結果等についてその説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

全盲や強度の弱視等を併せ持つ場合を含め、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、またはの支援を行うことが必要である。
- （イ）部分的な支援が必要：説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ．健康管理に関する支援

〔 身障更生ク、身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク．清潔保持に関する支援

〔 知障入所更生サ、知障通所更生力、知障通所授産力に同じ。〕

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

清潔保持に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

何らかの身体障害を併せ持つことにより、整容、排せつ、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に確認や見守り等の支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ．金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

〔 知障通勤寮工に同じ。〕

金銭管理や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。

衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記 の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。あるいは、上記 または の対象例のような状態であり、日常的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記 の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。または

7 知的障害者授産施設支援（入所）

上記の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。あるいは、上記またはのような対象例の状態であり、ときどき支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔 知障入所更生セ、知障通所更生ク、知障通所授産ク、知障通勤寮オに同じ。〕

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、

特定の物や行為に強いこだわりを示す、

環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ．睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応

〔 知障入所更生ソ、知障通勤寮カに同じ。〕

睡眠障害や食事、排せつに係る不適応行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食・過食・異食・過飲・反芻（一度食べた食物をもどす）等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等排せつに関する問題行動が見られる。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ．自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応

〔 知障通所更生コ、知障通所授産コ、知障通勤寮キに同じ〕

自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

壁を壊したりガラスを割る等の破壊的行為がある。

自分の手を噛む、頭を壁に打ち付ける等の自傷行為、または常に体を揺らすといった常同行動等がある。

他人を蹴る・叩く等の行為がある。

特定の入所者との間で頻繁なトラブルがある。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- （イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔身障更生サ、身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要かどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
（聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （イ）支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
（聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ．外出、買い物等に関する支援

〔知障入所更生テ、知障通所更生シ、知障通勤寮ケに同じ。〕

外出や買い物等の行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

外出を一人で行うための方法が習得されていない等のため、乗車券の購入等を含め公共交通機関の利用に制限があり、付き添い等の支援を必要とする。

デパートやコンビニ等での商品の探し方、代金の支払方法、レストラン等でのメニューの選択・料金の支払方法等が習得されていない等のため、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき付き添い等の支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔知障入所更生ト、知障通所更生ス、知障通所授産シ、知障通勤寮コに同じ。〕

余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

7 知的障害者授産施設支援（入所）

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ．作業のための動機付けに関する支援

〔知障通所授産スに同じ。〕

作業のための動機付けに関して支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、作業への取り組みについて、声掛け等を必要とするといった状態である。

（聴き取りの際には、日常生活関連行為の遂行に当たって声掛け等を必要としているかどうかで判断する。）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回声掛け等を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、見守りと適宜の声掛け等を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ．作業内容の理解に関する支援

〔知障通所授産セに同じ。〕

作業内容を理解することに支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

作業内容や手順を自分なりの表現で説明できない。

作業内容を数回聞いた程度では、同じ作業をする他の者と同様に作業をすることができない。

（聴き取りの際には、作業を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。ただし、新規申請者については、「作業」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に何度も作業内容を説明することを必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に2～3回作業内容を説明することを必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔 身障更生セ、身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生二、知障通所更生ソ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ．作業のための送迎及び移動に関する支援

〔 知障通所授産タに同じ。〕

作業のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

作業のために使う場所への道順を覚えることに制限がある。

身体障害やてんかんを併せ持つことにより、移動中の安全に配慮を必要とする。

パニック等の行動障害がある。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態の者であって、移動にあたっては、マンツーマンの支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態の者であって、移動にあたっては、一部支援を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト．作業中の安全への配慮

〔 知障通所授産チに同じ。〕

作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

道具の利用や機械操作に習熟していないため危険性がある。

身体障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。

7 知的障害者授産施設支援（入所）

パニック等の行動障害がある。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中はほぼ毎回見守りや適宜の支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ナ．作業の準備及び後片付けに関する支援

〔知障通所授産ツに同じ。〕

作業の準備と後片付けに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片付けについての現在の状況で判断する。）

具体的な対象例としては、

繰り返し説明をしても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片付けに支援や介助を要する。

身体障害を併せ持つことにより、重い道具を持つことができないことに加え、作業で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を要する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：準備や後片付けのほとんど全てに支援を要する。
- （イ）部分的な支援が必要：準備や後片付けについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片付けができる。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ニ．作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

〔知障通所授産テに同じ。〕

作業を遂行する上で、支援や、または補助具や設備を必要とするかどうかを判断する。

（ただし、本項目は、作業の内容理解を問うものではない。）

具体的な対象例としては、

作業全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、作業に必要な専門的な道具(パソコン、電動のこぎり、農機具等)を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。

または、設備の改良が必要である。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の状態であり、ほぼ毎回手助けを必要とする。あるいは上記の状態であり、補助具や改良した設備を必要とする。（聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、ほぼ毎回手助けを受けている状態であるか、現在補助具や改良した設備を使用しているのであれば、本選択肢に当てはまるも

のと判断する。)

- (イ) 部分的な支援が必要：上記 の状態であり、ときどき手助けを必要とする。(聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、ときどき手助けを受けている状態にあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ヌ．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔 知障入所更生ヌ、知障通所更生タ、知障通所授産ト、知障通勤寮シに同じ。〕

コミュニケーション手段（例：身振りや絵カード等）・機器による支援を必要としているかどうか、コミュニケーション手段の利用や習得について支援が必要であるかどうかを判断する。(視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用の習得について支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ネ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔 知障入所更生ネ、知障通所更生チ、知障通所授産ナ、知障通勤寮スに同じ。〕

「読み」、「書き」や、電話、FAX、ワープロ、パソコン等の操作に制限があるため、支援が必要であるかどうかを判断する。(身体障害を重複し、上記の活動が制限されているために支援を必要とする場合を含む。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ノ．退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援

〔 知障通所授産ニに同じ。〕

退所後の生活を想定した場合、相談支援機関、居住の場、日中活動の場（余暇活動の場等）、地域ネットワークの確保等といった体制作りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような体制作りのために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような体制作りのために助言する等の部分的な支援を

7 知的障害者授産施設支援（入所）

必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

八．就職先の選定及び就職先との調整に関する支援

退所後の就職を想定した場合（福祉工場、通所授産施設、小規模作業所等を含む）に、就職先の選定や就職後の連絡・調整等について支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：就職先の選定や就職後の定着促進のために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：就職先の選定就職後の定着促進のために助言をする等の部分的な支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

8 知的障害者授産施設支援（通所）

知的障害者授産施設支援（通所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔 知障入所更生オ、知障通所更生ア、知障入所授産イに同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、何らかの行為について支援を必要とする。

嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ．排せつ行為に関する支援

〔 知障通所更生イに同じ〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。

膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な支援や介助を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な支援や介助を必要とする者を含む。）
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等の支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。）

8 知的障害者授産施設支援（通所）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．医療処置、受診等に関する援助

〔 知障通所更生ウに同じ。〕

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。（てんかんに
よる服薬管理も含む。）

一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する
範囲を除く。）を必要とする。

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害を併せ持つことにより、インスリンの自
己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的
な医療処置を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とす
る。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔 知障入所更生ケ、知障通所更生工、知障入所授産カ、知障通勤寮イに同じ。〕

医師等からの診断結果等についてその説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断す
る。

具体的な対象例としては、

本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

全盲や強度の弱視等を併せ持つ場合を含め、病名や薬の処方等の文字を確認すること
に制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、また
はの支援を行うことが必要である。

（イ）部分的な支援が必要：説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ．健康管理に関する支援

〔 身障更生ク、身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障
通所更生オ、知障入所授産キ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作

を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ．清潔保持に関する支援

〔 知障入所更生サ、知障通所更生カ、知障入所授産クに同じ。〕

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

清潔保持に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

何らかの身体障害を併せ持つことにより、整容、排せつ、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に確認や見守り等の支援を必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ．金銭管理に関する支援

〔 知障入所更生シ、知障通所更生キに同じ。〕

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるいは

8 知的障害者授産施設支援（通所）

は、上記 の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。
（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔 知障入所更生セ、知障通所更生ク、知障入所授産コ、知障通勤寮オに同じ。〕

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
特定の物や行為に強いこだわりを示す、
環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ．睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応

〔 知障通所更生ケに同じ。〕

睡眠障害や食事、排せつに係る不適応行動への対応が必要であるかどうかを判断する。
具体的な対象例としては、

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食・過食・異食・過飲・反芻（一度食べた食物をもどす）等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等排せつに関する問題行動が見られる。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ．自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応

〔 知障通所更生コ、知障入所授産シ、知障通勤寮キに同じ。〕

自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応が必要であるかどうかを判断する。
具体的な対象例としては、

壁を壊したりガラスを割る等の破壊的行為がある。

自分の手を噛む、頭を壁に打ち付ける等の自傷行為、または常に体を揺らすといった常同行動等がある。

他人を蹴る・叩く等の行為がある。

特定の入所者との間で頻繁なトラブルがある。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必

要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔 身障更生サ、身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。

（聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（イ）支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。

（聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔 知障入所更生ト、知障通所更生ス、知障入所授産ソ、知障通勤寮コに同じ。〕

余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

（聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス．作業のための動機付けに関する支援

〔 知障入所授産タに同じ。〕

作業のための動機付けに関して支援を必要とするかどうかを判断する。

8 知的障害者授産施設支援（通所）

具体的な対象例としては、作業への取り組みについて、声掛け等を必要とするといった状態である。

（聴き取りの際には、日常生活関連行為の遂行に当たって声掛け等を必要としているかどうかで判断する。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回声掛け等を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、見守りと適宜の声掛け等を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ．作業内容の理解に関する支援

〔 知障入所授産チに同じ。〕

作業内容を理解することに支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

作業内容や手順を自分なりの表現で説明できない。

作業内容を数回聞いた程度では、同じ作業をする他の者と同様に作業をすることができない。

（聴き取りの際には、作業を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。ただし、新規申請者については、「作業」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に何度も作業内容を説明することを必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に2～3回作業内容を説明することを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔 身障更生セ、身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生二、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ．作業のための送迎及び移動に関する支援

〔 知障入所授産テに同じ。〕

作業のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

作業のために使う場所への道順を覚えることに制限がある。

身体障害やてんかんを併せ持つことにより、移動中の安全に配慮を必要とする。

パニック等の行動障害がある。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態の者であって、移動にあたっては、マンツーマンの支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態の者であって、移動にあたっては、一部支援を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

チ．作業中の安全への配慮

〔 知障入所授産トに同じ〕

作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

道具の利用や機械操作に習熟していないため危険性がある。

身体障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。

パニック等の行動障害がある。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中はほぼ毎回見守りや適宜の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ツ．作業の準備及び後片付けに関する支援

〔 知障入所授産ナに同じ。〕

作業の準備と後片付けに関し、自ら行うことに制限があり、支援を必要とするかどうかを判断する。(聴き取りの際には、生活関連行為や作業の準備と後片付けについての現在の状況で判断する。)

具体的な対象例としては、

繰り返し説明をしても道具の設置・収納場所を理解できず、準備や後片付けに支援や介助を要する。

身体障害を併せ持つことにより、重い道具を持つことができないことに加え、作業で汚したり散らかした箇所の掃除を自ら行うことができず、これらの行為について介助を

8 知的障害者授産施設支援（通所）

要する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：準備や後片付けのほとんど全てに支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：準備や後片付けについて、一部支援を要する。あるいは、繰り返し説明しても道具の設置・収納場所を正確に理解できないが、指示等の支援をすれば準備または後片付けができる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

テ．作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援

〔知障入所授産二に同じ。〕

作業を遂行する上で、支援や、または補助具や設備を必要とするかどうかを判断する。

(ただし、本項目は、作業の内容理解を問うものではない。)

具体的な対象例としては、

作業全般について、個別の工夫や支援を行う等の手助けを必要とする。

身体障害を併せ持つことにより、作業に必要となる専門的な道具(パソコン、電動のこぎり、農機具等)を使用するために本人の状況に合わせ特別の補助具が必要である。または、設備の改良が必要である。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の状態であり、ほぼ毎回手助けを必要とする。あるいは上記の状態であり、補助具や改良した設備を必要とする。(聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、ほぼ毎回手助けを受けている状態であるか、現在補助具や改良した設備を使用しているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の状態であり、ときどき手助けを必要とする。(聴き取りの際には、生活関連行為や作業の遂行に当たり、現在、ときどき手助けを受けている状態にあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ト．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔知障入所更生ヌ、知障通所更生タ、知障入所授産ヌ、知障通勤寮シに同じ。〕

コミュニケーション手段(例：身振りや絵カード等)・機器による支援を必要としているかどうか、コミュニケーション手段の利用や習得について支援が必要であるかどうかを判断する。(視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用の習得について支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ナ．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔 知障入所更生ネ、知障通所更生チ、知障入所授産ネ、知障通勤寮スに同じ。〕

「読み」、「書き」や、電話、FAX、ワープロ、パソコン等の操作に制限があるため、支援が必要であるかどうかを判断する。（身体障害を重複し、上記の活動が制限されているために支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ニ．退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援

〔 知障入所授産ノに同じ。〕

退所後の生活を想定した場合、相談支援機関、居住の場、日中活動の場（余暇活動の場等）、地域ネットワークの確保等といった体制作りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のような体制作りのために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のような体制作りのために助言する等の部分的な支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ヌ．就職先の選定及び就職先との調整に関する支援

退所後の就職を想定した場合（福祉工場、小規模通所授産施設、小規模作業所等を含む。）に、就職先の選定や就職後の連絡・調整等について支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：就職先の選定や就職後の定着促進のために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：就職先の選定就職後の定着促進のために助言をする等の部分的な支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

9 知的障害者通勤寮支援

9 知的障害者通勤寮支援

知的障害者通勤寮支援に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア．医療処置、受診等に関する援助

〔 知障入所更生ク、知障入所授産オに同じ。〕

医療処置や受診等について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。（てんかんによる服薬管理も含む。）

一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害を併せ持つことにより、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ．医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

〔 知障入所更生ケ、知障通所更生工、知障入所授産カ、知障通所授産エに同じ。〕

医師等からの診断結果等についてその説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

全盲や強度の弱視等を併せ持つ場合を含め、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の、またはの支援を行うことが必要である。

（イ）部分的な支援が必要：説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ．健康管理に関する支援

〔 身障更生ク、身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障

通所更生才、知障入所授産キ、知障通所授産才に同じ。]

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- （イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ．金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

〔 知障入所授産ケに同じ。〕

金銭管理や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。

衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記 の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。あるいは、上記 または の対象例のような状態であり、日常的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記 の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。または上記 の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。あるいは、上記 または のような対象例の状態であり、ときどき支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔 知障入所更生セ、知障通所更生ク、知障入所授産コ、知障通所授産クに同じ。〕

突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
特定の物や行為に強いこだわりを示す、
環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、
といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

カ．睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応

〔 知障入所更生ソ、知障入所授産サに同じ。〕

睡眠障害や食事、排せつに係る不適応行動への対応が必要であるかどうかを判断する。
具体的な対象例としては、

就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。

昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

偏食・過食・異食・過飲・反芻（一度食べた食物をもどす）等の行為がある。

便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等排せつに関する問題行動が見られる。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

キ．自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応

〔 知障通所更生コ、知障入所授産シ、知障通所授産コに同じ。〕

自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応が必要であるかどうかを判断する。
具体的な対象例としては、

壁を壊したりガラスを割る等の破壊的行為がある。

自分の手を噛む、頭を壁に打ち付ける等の自傷行為、または常に体を揺らすといった常同行動等がある。

他人を蹴る・叩く等の行為がある。

特定の入所者との間で頻繁なトラブルがある。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ク．日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔 身障更生サ、身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ケ．外出、買い物等に関する支援

〔 知障入所更生テ、知障通所更生シ、知障入所授産セに同じ。〕

外出や買い物等の行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

外出を一人で行うための方法が習得されていない等のため、乗車券の購入等を含め公共交通機関の利用に制限があり、付き添い等の支援を必要とする。

デパートやコンビニ等で商品の探し方、代金の支払方法、レストラン等でのメニューの選択・料金の支払方法等が習得されていない等のため、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき付き添い等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

コ．余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔 知障入所更生ト、知障通所更生ス、知障入所授産ソ、知障通所授産シに同じ。〕

余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とす

る。(聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

サ．在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔身障更生セ、身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生二、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為(例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等)を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

シ．各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援(代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。)及び意思疎通の訓練

〔知障入所更生ヌ、知障通所更生タ、知障入所授産ヌ、知障通所授産トに同じ。〕

コミュニケーション手段(例：身振りや絵カード等)・機器による支援を必要としているかどうか、コミュニケーション手段の利用や習得について支援が必要であるかどうかを判断する。(視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。)

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用の習得について支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ス．代筆、電話の仲立ち等の支援

〔知障入所更生ネ、知障通所更生チ、知障入所授産ネ、知障通所授産ナに同じ。〕

「読み」、「書き」や、電話、FAX、ワープロ、パソコン等の操作に制限があるため、支援が必要であるかどうかを判断する。(身体障害を重複し、上記の活動が制限されているために支援を必要とする場合を含む。)

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：手紙を書くこと、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

セ．退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援

退所後の生活を想定した場合、相談支援機関、居住の場（グループホームを含む）、日中活動の場（余暇活動の場等）、地域ネットワークの確保等といった体制作りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような体制作りのために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような体制作りのために助言する等の部分的な支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準

1. 身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「身体障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第36号）」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入浴	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移動	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。

(3) 留意事項

- ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、現行制度と同様、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと。

2. 知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第37号）」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作等についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食 事	全 介 助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全 介 助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	目的地に着くまで見守りやときどき声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行 動 障 害	著 しい あ り	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

3. 知的障害者地域生活援助

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

「知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第37号）」に定めるところによる。

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作等についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食 事	全 介 助 又 は 一 部 介 助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排 せ つ	全 介 助 又 は 一 部 介 助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。 排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助 又 は 一 部 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助 又 は 一 部 介 助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。 目的地に着くまで見守りやときどき声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
健康管理	全 面 的 な 支 援	薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう常に服薬管理を必要とする。 または、てんかんや糖尿病、腎不全等の慢性疾患を併せ持つことにより、通院や健康状態の把握に常に支援を必要とする。
金銭管理	全 面 的 な 支 援	金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為の全てにおいて支援を必要とする。
人間関係の調整	全 面 的 な 支 援	他の入居者との人間関係を築く等の調整や、トラブルの仲裁等にほぼ毎日支援を必要とする。
行動障害	著 しい あ り	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

4. 児童短期入所（身体障害児）

（1）障害の程度による単価の区分

「児童に係る厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第38号）」に定めるところによる。

（2）日常生活動作についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入浴	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移動	全介助 一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。

（3）留意事項

- ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の児童は、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと。

5 . 児童短期入所（知的障害児）

（ 1 ）障害の程度による単価の区分

「児童に係る厚生労働大臣が定める区分（平成15年厚生労働省告示第38号）」に定めるところによる。

（ 2 ）日常生活動作等についての支援度合の判断基準

告示に規定する日常生活動作等についての支援度合の判断基準は次のとおり。

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全 介 助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	目的地に着くまで見守りやときどき声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行 動 障 害	著 し い	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。
	あ り	下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為